

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2
（8・3 掲示）	2
その他	
○地方公務員等共済組合法による平成22年度決算の要旨（市町村振興課）	3

告 示

高知県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大豊物部
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町安丸字 休場1548番4	前	3.7	21
		10.0	
香美市物部町安丸字 休場1548番10から		7.7	

香美市物部町安丸字 休場1548番4まで	後	15.0	21
香美市物部町柳瀬字 エンシヨ1076番2から 香美市物部町柳瀬字 エンシヨ1085番6まで	前	4.4 11.8	97
	後	9.1 31.0	97
香美市物部町柳瀬字 林山247番2から 香美市物部町柳瀬字 林山246番まで	前	4.8 18.6	81
	後	16.5 27.8	81

高知県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 松原窪川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町作屋 字瀧平1309番1から 高岡郡四万十町作屋 字西ノ川山1311番まで	前	4.1	111
		6.1	
	後	8.3	111
		19.3	

高知県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年8月16日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町大正大奈路 字小味野々山1004番19から 高岡郡四万十町大正大奈路 字小味野々山1004番29まで	181	平成23年8月16日
高岡郡四万十町下道字大サ コ546番1	47	平成23年8月16日
高岡郡四万十町大正大奈路 字小味野々山1004番19	31	平成23年8月16日

高知県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 松原窪川
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町作屋字瀧平 1309番1から 高岡郡四万十町作屋字西ノ 川山1311番まで	111	平成23年8月16日

高知県告示第541号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年 8 月 16 日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（レーザ計測）
- 2 作業期間
平成23年 8 月 3 日から同年 9 月 5 日まで
- 3 作業地域
安芸郡北川村和田、小島及び平鍋の各一部

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年 8 月 3 日から 2 月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年 8 月 3 日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成23 年 8 月 3 日	特定非 営利活 動法人 室戸を 元気に する会	樽本 善 一	室戸市 浮津三 番町78 番地 1	この法人は、室戸の素晴らしさ（観光・食・環境・住宅等）の情報を市外に発信し、イベント等を実施する事業等を行い、都会での地方観光イベントなどにも参加して室戸市の交流人口増大や地場産品の広報活動を行う事で室戸市の活性化に寄与することを目的とする。

